

第413回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和8年1月23日(金)
10:00~11:00

場 所 高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル 7階会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
(諮問)
- (2) 令和7年度連合海区漁業調整委員会について (協議)
- (3) その他

5 その他

7 水産第 220614 号
令和 8 年 1 月 6 日

香川海区漁業調整委員会
会長 北尾登史郎様

香川県知事 池田豊人

くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同項において準用する同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

(別紙)

表 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
くろまぐろ（小型魚）	香川県くろまぐろ小型魚漁業	2.9トン	令和7年4月1日～翌年3月31日
くろまぐろ（大型魚）	香川県くろまぐろ大型魚漁業	0.1トン	令和7年4月1日～翌年3月31日

令和7管理年度の本県におけるクロマグロの漁獲とその対応について

1. 本県の漁獲可能量（令和7管理年度）

本県において、従来くろまぐろの漁獲はなく、「混獲管理」として、国から一律の漁獲可能量が割り当てられている。令和7管理年度（R7.4.1~R8.3.31）の本県の漁獲可能量（当初）は以下のとおり。

小型魚（30kg未満）	1.0トン
大型魚（30kg以上）	2.0トン

2. 令和7管理年度の県内クロマグロ漁獲状況 ※R7.12月末時点

○ 大型魚（30kg以上）

漁獲なし

○ 小型魚（30kg未満）

月日	地区	漁法	尾数（尾）	重量（kg）
10月3日～12月1日	東讃地区、小豆地区	かつお流しさし網 さわら流しさし網 大型定置	1,089	1,343.5

※参考：過去の漁獲量

年度	小型魚(kg)	大型魚(kg)	(備考) 漁獲可能量
R4	490.2	38.5	小型魚 0.1 トン、大型魚 1.0 トン
R5	726.3	0	〃
R6	569.0	0	〃

3. 対応

他府県等との融通の制度を利用し、以下のとおり、本県の漁獲可能量を変更予定である。

特定水産資源	香川県漁獲可能量	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚）	1.0トン	<u>2.9トン</u>
くろまぐろ（大型魚）	2.0トン	<u>0.1トン</u>

(参考)

7 水管第 2529 号
令和 7 年 12 月 25 日

香川県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (香川県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	1.0トン	2.9トン
くろまぐろ (大型魚)	2.0トン	0.1トン

令和7年度連合海区漁業調整委員会について（協議）

1 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

(1) 事務局事前協議開催日時等

日 時 令和8年1月14日(水) 13:40~16:20

場 所 岡山県庁7階水産課分室会議室(岡山県岡山市)

(2) 連合海区漁業調整委員会の開催について

日 時 令和8年2月18日(水) 14:00~

場 所 高松港旅客ターミナルビル7階会議室(香川県高松市)

会長県 香川海区

(3) 入漁協定表

ア. 入漁協定表(案)

香川から岡山への入漁協定、岡山から香川への入漁協定とも、漁業種類、許可内容、許可枠の総数、漁協別の内訳等について、前年と変更なし。

イ. その他の事項等

岡山県西部海域における小型機船底びき網に係る相互入会について、継続協議中。

2 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

(1) 事務局事前協議開催日時等

日 時 令和8年1月8日(木) 13:30~15:00

場 所 高松港旅客ターミナルビル7階会議室(香川県高松市)

(2) 連合海区漁業調整委員会の開催

日 時 令和8年2月6日(金) 13:00~

場 所 愛媛県水産会館6階 大会議室(愛媛県松山市)

会長県 香川海区

(3) 入漁協定表

ア. 入漁協定表(案)

香川から愛媛への入漁協定、愛媛から香川への入漁協定とも、漁業種類、許可内容、許可枠の総数、組合別の内訳等について、前年と変更なし。

イ. その他の事項等

愛媛県から入漁するか建網については、昨年引き続き、特に操業に関する問題はなく、連合委でも言及しない方向。さわら流せの入漁協定について、継続協議中。

3 広島・香川連合海区漁業調整委員会

(1) 事務局事前協議開催日時等

日 時 令和8年1月19日(月) 14:00~14:55

場 所 高松港旅客ターミナルビル7階会議室(香川県高松市)

(2) 連合海区漁業調整委員会の開催について

日 時 令和7年2月12日(木) 14:00~

場 所 広島県庁4階 海区漁業調整委員会室(広島県広島市)

会長県 広島海区

(3) 入漁協定表

ア. 入漁協定表(案)

香川から広島への入漁協定、広島から香川への入漁協定とも、漁業種類、許可内容、許可枠の総数、組合別の内訳等について、前年と変更なしの予定。

イ. その他の事項等

さわら流せの入漁協定について、継続協議中。

令和8年度岡山・香川連合海区入漁協定表(案)

香川→岡山 1

(令和8年2月 日協定)

香川海区から岡山海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統 計	組 合 別	内 訳	漁 業 時 期 (自 ~ 至)	操 業 区 域	7年度許可数	備 考	
東 部 地 区	小型機船底びき網	141	土庄中央 四海浦 北唐 内海	35 69 7 11 19	手繰第2種 1. 1 ~ 12. 31 手繰第3種 10. 15 ~ 翌4. 15	岡山市と玉野市の境界から岡山県と兵庫県との境界までの岡山県海面(旧和気・邑久海区海面)	/	相互入会 操業条件はR7.2.17 岡山・香川連合委協定のとおり	
						岡山市と玉野市の境界から小豆郡土庄町豊島北端見通し線以東の岡山県海面			
	さわら流網	4	土庄中央	4	5. 1 ~ 7. 31	岡山市と玉野市の境界から小豆郡土庄町豊島北端見通し線以東の岡山県海面	/	相互入会	
						玉野市地先海面(ただし、嶺立地先海面を除く)			
中 部 地 区	まながつお流網	3	香 西	3	5. 1 ~ 11. 30	玉野市地先海面(ただし、嶺立地先海面を除く)	香 西 0	許可を要す	
						玉野市地先海面(ただし、嶺立地先海面を除く)			
	は え な わ	7	与 島	7	1. 1 ~ 12. 31	玉野市、倉敷市児島地先海面及び番所森から下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面(ただし、島と島の間を除く)	与 島 3	許可を要す	
						玉野市、倉敷市児島地先海面			
小 型 機 船 底 び き 網	58	与 島 本 島	42 16	1. 1 ~ 12. 31	玉野市、倉敷市児島地先海面	与 島 32 本 島 16 (計 48)	許可を要す		
					倉敷市児島地先海面				
	18	与 島	18	1. 1 ~ 12. 31	倉敷市児島地先海面	与 島 18	許可を要す		
					玉野市日比地先海面				
112	高松市瀬戸内	112	1. 1 ~ 12. 31	玉野市日比地先海面	相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は12統以内とする				
164	坂出市 与 島 宇 多 津 島 本 島 中 蔵 西 部 白 方 多 度 津 町 高 尾	8 72 8 29 26 10 11	手繰第2種 1. 1 ~ 12. 31	浅口市地先以西、真鍋島北部に至る県境付近海面	相互入会 操業条件はR3.3.18 岡山・香川連合委協定のとおり 同時操業は15統以内とする				

令和8年度岡山・香川連合海区入漁協定表(案)

香川→岡山 2

(令和8年2月 日協定)

香川海区から岡山海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	換業区域	7年度許可数	備考		
中	たいらぎ潜水器	35		12.1～翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立した		
	みるくい潜水器 なみがい	備置漁戸 たいらぎ みるくい 潜水器 ・みるくい 漁業同業 組合で決 定した統 数		12.1～翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙(2)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立した		
地	まさえ釣	5	与島 5	1.1～12.31	倉敷市児島地先海面	与島 0	許可を要す		
		7	与島 7	1.1～12.31	玉野市地先海面 (ただし、旧真見町地先海面を除く)	与島 0	許可を要す		
		1	与島 1	1.1～12.31	玉野市地先以西、倉敷市児島に至る地先海面	与島 0	許可を要す		
	さわら流網	19	与島 1 宇多津 1 本島 5 中津 8 多度津町高見 4	5.1～6.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の水島	与島 0 宇多津 0 中津 1 本島 5 中津西郡(多度津町) 1 多度津町高見 4 (計 11)	許可を要す		
西	まながつお流網	46	坂出市 4 与島 16 宇多津 19 中津西郡 4 多度津町高見 3	5.1～11.30	倉敷市下津井瀬戸、白石瀬戸を通ずる航路以南の海面で、手島基平鼻から番所鼻見通し線以北本島間の岡山県海面	多度津町高見 4	許可を要す		
	さわら流網	2	三豊市 2	5.1～7.31 9.1～11.30	岡山県倉敷市下津井瀬戸から笠岡市島しよ部東部に至る県振付近海面	三豊市 0	相互入会 換業条件はS55.4.1 岡山・香川連合委協定のとお		
地	点火ほこり架 (点火いさり)	4	本島 4	11.1～翌2月末	北木島、白石島、大飛島、小飛島各島周辺海面	本島 4	許可を要す		
	小型機船底びき網	78	三豊市 5 瀬音寺 28 伊吹 25	手続第2種 1.1～12.31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県振付近海面	相互入会	相互入会		

令和8年度岡山・香川連合海区入漁協定表(案)

岡山→香川 1

(令和8年2月 日協定)

地区名	漁業種類	統計数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	7年度許可数	備考
岡山海区から香川海区への入漁内訳 東 部 地 区 （玉野市以東の関係組合）	小型機船底びき網	19	胸 上 19	1. 1 ～ 12. 31	直島東部海面	胸 上 19	許可を要す S41. 4. 8直島・胸上漁業協定
		241	日 伊 生 町 里 8 島 久 町 8 牛 久 郷 33 朝 牛 町 15 九 日 16 岡 山 8 小 郷 市 5 胸 上 串 上 46	手繰第2種 (えびこぎ網漁業 に限る) 1. 1 ～ 12. 31 手繰第3種 (そろばんこぎを 除く) 10. 15 ～ 翌4. 15	小豆島北部香川県海面		相互入会 操業条件はR7. 2. 17 岡山・香川連合委協定のとおりに おる
		12	た ま の 12	手繰第2種 (えびこぎ網漁業 に限る) 1. 1 ～ 12. 31	大瀬島南端、錦島灯台、本島南端を結んだ線、 更に弁天島西端からフクベ鼻、ハジガミ鼻、 島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面	た ま の 1	許可を要す
		30	た ま の 30	5. 1 ～ 7. 31	小瀬島、大瀬島以東の旧中讃海面	た ま の 18	許可を要す 旧日比26統の内、同時操業は16統 以内とする
		2	胸 上 2	5. 1 ～ 7. 31	小瀬島、大瀬島以東の旧中讃海面	胸 上 2	許可を要す
		72	日 生 町 15 島 久 町 5 牛 久 郷 23 朝 日 29	5. 1 ～ 7. 31	小豆島、千振島以東の香川県海面		相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおり)
		15	牛 朝 郷 町 7 朝 日 8	5. 1 ～ 7. 31	小豆島、千振島以西の香川県海面		相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおり)
		4	胸 上 2 た ま の 2	6. 1 ～ 9. 30	直島・豊島地先海面	胸 上 2 た ま の 2 (計 4)	許可を要す
	まながつお流しさ し網	3	胸 上 3	5. 1 ～ 12. 31	豊島家浦地先海面	胸 上 3	許可を要す
	いいだこつばなわ	1	胸 上 1	12. 1 ～ 翌4. 30	豊島家浦地先海面	胸 上 1	許可を要す S38. 5. 8香川・岡山連合委協定
	まさえ釣り	7	た ま の 7	1. 1 ～ 12. 31	直島地先海面	た ま の 3	許可を要す
	まだこ釣り	5	た ま の 5	4. 1 ～ 12. 31	直島地先海面	た ま の 4	許可を要す

令和8年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 2

(令和8年2月 日協定)

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	7年度許可数	備考
中 部 地 区 (倉 敷 市 児 島 地 区 関 係 組 合)	小型織船底びき網	135	島 31 児 第一田之浦吹上 9 本田之浦吹上 8 第一下津井西 24 第二下津井西 53 第三下津井西 10	手繰第2種 (えびこぎ網漁業 に限る。) 1. 1.1～12.31	大隼島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、 更に舟天島西端からフクベ島、ハジカミ島、 島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面	島 10 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井西 7 第二下津井西 10 第三下津井西 5 (計 34)	許可を要す
		31	児 島 31	手繰第2種 (えびこぎ網漁業 に限る。) 1. 1.1～12.31	高松市大隼島東部地先海面		相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は10統以内とする
	ご ち	9	島 3 第一田之浦吹上 4 本田之浦吹上 2 第一下津井西 2	4.20～8.31	塩飽海面	島 2 第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 2 (計 7)	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定
	い か な ご 込 網	6	島 1 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井西 2 第二下津井西 1	4.20～8.31	与島地先海面	島 0	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す
	餌料いわし込網	6	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井西 2 第二下津井西 1	2.1～6.30	室木島、大隼島、小隼島を結んだ線以西の旧中 瀬海面 (ただし丸亀地先沖を除く)	第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 0 第一下津井西 1 第二下津井西 2 第三下津井西 1 (計 4)	許可を要す
	い か 込 網	9	島 3 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 第一下津井西 1 第二下津井西 2	7.1～7.31	塩飽海面	第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 0 第一下津井西 1 第二下津井西 1 第三下津井西 1 (計 3)	許可を要す
	ま な が つ お 込 網	9	島 3 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 第一下津井西 2 第二下津井西 1	4.20～5.31	室木島、大隼島、小隼島を結んだ線以西の旧中 瀬海面 (ただし丸亀地先沖を除く) (許可証裏面図示 のとおり)	島 1 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 第一下津井西 2 第二下津井西 2 第三下津井西 1 (計 7)	許可を要す
	大 型 込 込 網 大型いか込網 まながつお込網	2	島 1 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井西 2 第二下津井西 1	6.15～8.31	室木島、大隼島、小隼島を結んだ線以西の旧中 瀬海面 (ただし丸亀地先沖を除く) (許可証裏面図示 のとおり)	島 1 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 第一下津井西 1 第二下津井西 1 第三下津井西 1 (計 6)	許可を要す
			児 島 1	大型いか込網 4.20～6.20 まながつお込網 6.21～8.31	高松沖海面	島 1 第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 0 第一下津井西 1 第二下津井西 0 第三下津井西 0 (計 1)	S40. 5.7及USS40. 7.6高松市沖魚込 網漁正協議会協定 但し52年の連合協定により5統か ら2統に減船 許可を要す

令和8年度岡山・香川連合海区入漁協定表(案)

岡山→香川 3

(令和8年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統 数	組 合 別 内 訳	漁 業 時 期 (自～至)	操 業 区 域	7年度許可数	備 考		
中 部 区	さわら流しさし網	23	島 4	5. 1 ～ 7. 31	塩飽海面	0	許可を要す		
			児島之浦吹上 2					第一田之浦吹上 1	第一下津井 6
地 区	まながつお流しさし網	11	島 3	6. 1 ～ 9. 30	塩飽海面	2	許可を要す		
			児島之浦吹上 1					第一田之浦吹上 1	第一下津井 1
(倉敷市児島地区関係組合)	かに建網	1	第一下津井 1	8. 1 ～ 10. 31	手島西南海面	1	許可を要す		
			第一下津井 3					11. 1 ～ 12. 31	広島地先海面
	たこつばなわ	22	第一田之浦吹上 4	5. 1 ～ 12. 31 ただし9. 1～ 9. 30を除く。	塩飽海面	2	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す		
			第一下津井 7					第一下津井西 1	第一下津井西 10
	いいだこつばなわ	3	第一田之浦吹上 1	5. 1 ～ 12. 31 ただし9. 1～ 9. 30を除く。	西塩飽海面	0	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す		
			第一下津井 2					12. 1 ～ 翌4. 30	広島・手島間の海面
		10	第一田之浦吹上 4	1. 1 ～ 4. 30	高見島北部海面	1	許可を要す S40. 3. 12高見・第一下津井漁協協定		
			第一下津井西 1					第一下津井西 5	(計 7)
		1	第一下津井 1	1. 1 ～ 4. 30	本島東部海面	1	許可を要す S40. 3. 16本島・第一下津井漁協協定		
			第一下津井 1					1. 1 ～ 4. 30	手島北部海面
		2	第一下津井 2	1. 1 ～ 4. 30	与島地先海面	2	許可を要す S43. 3. 26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す		
			第一下津井 1					(計 2)	

令和8年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 4

(令和8年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	7年度許可数	備考		
中 香 地 区 (倉敷市児島地区関係組合)	あなご延なわ	9	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上	1. 5 ~ 3. 31	小豆島東部海面	0 島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 (計 2)	許可を要す S47. 12. 26内海町・児島地区関係 漁協協定		
		20	児島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井 第二下津井 西	1. 1 ~ 12. 31	本島、与島、小与島、小瀬居島、牛島の各島に より囲まれた海面	0 島 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 第一下津井 第二下津井 西 (計 8)	許可を要す S43. 3. 18塩越漁連・児島地区漁 連協定		
	たいらぎ潜水器	23		12. 1 ~ 翌4. 20	塩飽諸島(高見島周辺1500メートルの海面を除く) く)坂出市(王越地区を除く)、宇多津町地 先海面、多度津町(ただし白方地区を除く)	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成 立したものです		
	みるくい なみがい 潜水器	備置網戸 たいらぎ ・みるく い潜水器 漁業同業 組合で決 定した統 数		12. 1 ~ 翌4. 20	(隻)(1)塩飽諸島(2)坂出市(3)宇多津町(4)丸 亀市(5)多度津町 (但し許可証裏面図示のとおり) (隻)六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島 、檀石島を直線で順次結んだ線以北の海 面 (ただし共同漁業権の区域を除く) (許可証裏面図示のとおり)	別紙(2)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成 立したものです		
	点火いさご突 (点火ほこ突)	7	第一田之浦吹上 本田之浦吹上 西	1. 1 ~ 12. 31	塩飽海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	3 第一田之浦吹上 本田之浦吹上 西 (計 7)	許可を要す		
		1	児島	1. 1 ~ 12. 31	本島、与島地先海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	1 児島	許可を要す		

令和8年度 岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 5

(令和8年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	7年度許可数	備考		
中部	かにすくい網	40	原島 13	1. 1 ~ 12. 31	植穂海面及び直島地先海面	島 0	許可を要す		
			第一田之浦吹上 13			第一田之浦吹上 1			
			本田之浦吹上 11			本田之浦吹上 2			
			津井 1						
			西 2			(計 6)			
垣	まきえ釣り	8	第一田之浦吹上 5	1. 1 ~ 12. 31	与島地先海面	第一田之浦吹上 1	許可を要す		
			本田之浦吹上 3			本田之浦吹上 0			
区	まだこ釣り	220	原島 27	4. 1 ~ 12. 31 ただし 9. 1 ~ 9. 30を除く	東植穂海面 (旧与島村、日本島村)	島 16	許可を要す		
			第一田之浦吹上 57			第一田之浦吹上 23			
			本田之浦吹上 56			本田之浦吹上 30			
			津井 12						
			西 48						
			下 20			(計 135)			
(倉敷市児島地区関係組合)		34	原島 5	4. 1 ~ 12. 31 ただし 9. 1 ~ 9. 30を除く	西植穂海面 (広島以西)	島 1	許可を要す		
			第一田之浦吹上 12			第一田之浦吹上 2			
			本田之浦吹上 8			本田之浦吹上 3			
			津井 1						
			下 8						
						(計 12)			
		16	第一田之浦吹上 2	4. 1 ~ 12. 31 ただし 9. 1 ~ 9. 30を除く	与島地先海面	第一田之浦吹上 0	許可を要す		
			本田之浦吹上 4			本田之浦吹上 1			
			第一田之浦吹上 2			第一田之浦吹上 2			
			津井 2						
			西 6						
						(計 6)			
		69	原島 28	4. 1 ~ 12. 31	直島地先海面	島 3	許可を要す		
			第一田之浦吹上 18			第一田之浦吹上 1			
			本田之浦吹上 10			本田之浦吹上 1			
			津井 2						
			西 10						
			下 1						
						(計 14)			

令和8年度 岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 6

(令和8年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別	内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	7年度許可数	備考	
西 部 地 区 (倉敷市玉島以西の関係組合)	小型機船底びき網	217	黒崎連島 34 寄島町 81 大島美の浜 15 笠岡市 87		手繰第2種 (えびこぎ網漁業 に限る) 1. 1 ~ 12. 31	果境付近海面		相互入会	
					手繰第3種 (そろばんこぎを 除く) 12. 1 ~ 翌3. 31 えびこぎ網漁業以外の 手繰第2種 1. 1 ~ 12. 31	協定書のとおり		相互入会 S60. 2. 28 岡山・香川連合委協定	
	さわら流しさし網	18	黒崎連島 2 寄島町 12 大島美の浜 4		5. 1 ~ 6. 30	果境付近海面 (漁場はいずれも高見島以西の海面)		相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定	
	かに建網	6	黒崎連島 1 笠岡市 5		8. 1 ~ 10. 31	果境付近海面 (旧西讃海区)		相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定	
	こち・げた建網	6	寄島町 2 笠岡市 4		5. 1 ~ 7. 31	果境付近海面 (旧西讃海区)		相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定	
	まきえ釣り	6	笠岡市 6		1. 1 ~ 12. 31	佐柳島地先海面	笠岡市 1	許可を要す	
	まながつお流しさし網	5	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島町 2		6. 1 ~ 9. 30	高見島、佐柳島、小手島以西の海面	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島町 2 (計 5)	許可を要す	
		1	黒崎連島 1		6. 1 ~ 9. 30	手島、小手島北海面	黒崎連島 1	許可を要す	

令和8年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表 (案)

(令和8年2月 日協定)

香川海区から愛媛海区への入漁内訳				令和7年度内訳			
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	漁協名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 船ひき網	27	5.15 ~ 翌1.15	仏崎から江の島東端見通し線以東の海面。 ただし、円上島高頂から大崎見通し線以北を除く。		三豊市(旧大浜) 三豊市(旧仁尾町) 観音寺 伊吹 西かがわ(旧豊浜町)	27	0 1 0 15 0
ローラー 吾智網	11	1.1 ~ 12.31 (従来の入漁区域) 11隻 5.1 ~ 5.31 (入漁拡張区域) 6隻	高井神島北端と津波島北端を結ぶ線、弓削島クシ山と御代島西端を結ぶ線、魚島南端と横波島北端を結ぶ線、明神島高頂と津波島南端を結んだ線及び津波島北端から高井神島北端見通し1,000メートルの点と津波島南端から明神島高頂見通し500メートルの点を結ぶ線の5直線に囲まれた区域。		詫間(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 三豊市(旧三崎)	11	0 0 0
さわら流網	19	4.1 ~ 7.31 9.1 ~ 11.30	燧灘海面 (旧越智郡西部海面を除く)		三豊市(旧栗島) 〃(旧志々島) 詫間(旧詫間) 〃(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 観音寺 西かがわ(旧大野原) 伊吹 与島	19	0 0 0 0 0 4 0 12 0
小型機船 底ひき網 (手練第2種) (手練第3種)	現有三豊市・観音寺市内の許可を有するもの	1.1 ~ 12.31	仏崎から魚島東端見通し線以東の海面。 ただし、禁止区域を除く。		三豊市内と観音寺市内の各漁協	365	

令和8年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表 (案)

(令和8年2月 日協定)

愛媛海区から香川海区への入漁内訳			令和7年度内訳				
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	愛媛県漁協支所名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 船びき網	17	6. 1～ 翌1. 15	古三崎から百貫島高頂見通し線以南の海面。 ただし、九十九山高頂から宇治島西端見通し線 及び余木崎から大鷲島頂見通し線以東の海面を除 く。		三島 川之江 寒川	17	4 3 0
		5. 15～ 翌1. 15	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から豊島北 端を見通した線以南の海面。 ただし、余木崎から大鷲島頂見通し線以東の海面 を除く。				
さわら流網	7	4. 20～ 6. 15 9. 1～ 11. 30	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から円上島 頂見通し線以南の海面。		寒川	7	6
さつば刺網	3	8. 1～ 11. 30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	3	0
きす・かます 刺網	10	6. 1～ 11. 30	"	"、午前中は 操業禁止	川之江	10	10
かれい・こち 刺網	6	5. 1～ 6. 30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	6	6
かに建網	20	8. 20～ 10. 31	"	"	川之江	20	20
たい・はも・ あなご延縄	13	1. 1～ 12. 31	"	"	川之江	13	13
小型機船 底びき網 (手練第2種) (手練第3種)	現有隻数	1. 1～ 12. 31	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から高井神 島北端見通し線以南の海面。ただし、禁止区域を 除く。				

令和8年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表(案)

漁業種類	統数	漁業時期	操業区域	漁協名	R7年度実績		備考
					協定数	許可統数	
瀬戸内海機船船びき網	10	自 7月1日 至 12月31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島	10	9	・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
さごし巾着網	7	自 6月1日 至 7月31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島	7	0	・許可申請に当っては所属組合の組合長の意見書を添付すること。 ・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
きすさし網	48	自 6月1日 至 7月31日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島 浦島 鞆の浦 小計	40 5 3 48	0 0 1 1	
さわら流しさし網	2	自 4月20日 至 6月15日 及び 自 9月1日 至 11月30日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島	2	1	
まながつお流しさし網	10	自 6月1日 至 9月30日	三崎突端から江ノ島南端見通し線以北と古三崎から田島東端見通し線以南の香川県海面。	走島	10	1	
いかなご込網	30	自 3月1日 至 4月30日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島	30	0	
延なわ	20	自 1月1日 至 12月31日	旧西讃海面。 (三豊市、観音寺市地先海面)	吉和 鞆の浦 小計	10 10 20	0 0 0	
手繰第2種	251	自 1月1日 至 12月31日	六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面。	鞆の浦	67	11	
小型機船底びき網		自 12月1日 至 翌年3月31日		走島	40	6	
手繰第3種	378			田島	25	8	
計				横島	32	15	
				吉和	60	1	
				尾道	2	2	
				千年	9	3	
				因島市	14	12	
				浦島	2	0	
				小計	251	58	
				小計	378	70	

令和8年度広島・香川連台海区漁業調整委員会入漁協定表(案)

香川⇒広島

漁業種類	統数	漁業時期	操業区域	漁協別内訳	R7年度実績		備考
					協定数	許可統数	
瀬戸内海機船船びき網	27	自 7月1日 至 12月31日	古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百貫島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島北端見通し線以東の広島県海面。	伊吹 19 三豊市(旧大浜) 1 観音寺 3 西かがわ(旧豊浜町) 1 三豊市(旧仁尾町) 3 小計 27	19 1 3 1 3	15 0 0 0 1	
流し刺し網	19	自 4月20日 至 6月20日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	三豊市(旧粟島、旧志々島) 4 西かがわ(旧大野原) 2 観音寺 6 詫間(旧箱浦) 1 伊吹 6 小計 19	4 2 6 1 6	0 0 4 0 6	旧粟島2、旧志々島2
さわら流し刺し網 まながつお流し刺し網		自 6月21日 至 10月31日					
たこ壺	9	自 5月1日 至 12月31日	田島東端から円上島見通し線以東の広島県海面。	三豊市(旧志々島) 9	9	0	
小型機船底びき網	320	自 1月1日 至 12月31日	大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。 大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。ただし、福山市走島、同市宇治島及び同市横島の距岸500メートル以内の海面を除く。	三豊市内、観音寺市内各漁協 320	320	61	
手繰第2種 手繰第3種		自 12月1日 至 翌年3月31日					
ごち網	3	自 4月20日 至 5月31日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	詫間(旧箱浦) 2 三豊市(旧三崎) 1 小計 3	2 1 3	0 0 0	
いかなご袋待網	8	自 3月1日 至 3月31日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	詫間(旧箱浦) 8 三豊市(旧三崎) 2 三豊市(旧志々島) 2 小計 12	8 2 2	0 0 0	詫間(旧箱浦)9、 三豊市(旧三崎)2、 三豊市(旧志々島)2のうち8
計	386			386	386	87	

令和7年度連合海区漁業調整委員会 開催一覧

日 時	連合海区名 (会長県)	参集場所	委 員
令和8年2月18日(水) 14:00~	岡山・香川連合海区漁業 調整委員会 (香川海区)	高松港旅客ターミナル ビル7階 会議室 香川県高松市	北尾会長、橋本委員、 北野委員、木下委員、 倉本委員、小山委員、 宮地委員、一田委員、 嶋野委員、筒井委員
令和8年2月6日(金) 13:00~	愛媛・香川連合海区漁業 調整委員会 (香川海区)	愛媛県水産会館6階 大会議室 愛媛県松山市	北尾会長、宇山委員、 松本委員、小山委員、 嶋野委員、石原委員
令和8年2月12日(木) 14:00~	広島・香川連合海区漁業 調整委員会 (広島海区)	広島県庁4階 海区漁業調整委員会室 広島県広島市	北尾会長、山本委員、 松本委員、小山委員、 嶋野委員、島瀬委員

※ 議事録署名人

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会 旅程 (JR利用)

日時 令和8年2月6日(金) 午後1時～

場所 愛媛県水産会館 6階大会議室(松山市二番町4丁目6-2) 089-933-8376

行き

(観音寺・詫間から)

駅名	いしづち3号
高松発	8:45
詫間発	9:28
観音寺発	9:38
松山着	11:15

※切符は各自でご用意ください。

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会委員(香川海区6名)

北尾会長、宇山委員、松本委員
小山委員、嶋野委員、石原委員

当日の連絡先: 小林の携帯電話 090-8697-4529

帰り

駅名	いしづち23号	いしづち24号	いしづち26号
松山発	14:23	15:28	16:27
観音寺着	16:08	17:10	18:11
詫間着	16:28	17:51	18:42
高松着	16:54	17:57	18:54

広島・香川連合海区漁業調整委員会 旅程 (JR利用)

日時 令和8年2月12日(木) 午後2時～

場所 広島県庁4階 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52 TEL 082-513-3616)

行き

(観音寺から)

観音寺発	9:53	特急いしづち10号
坂出着(乗換)	10:24	
坂出發	10:54	マリンライナー24号
岡山着	11:32	

広島・香川連合海区漁業調整委員会委員
(香川海区6名)

北尾会長 山本委員 松本委員
小山委員 嶋野委員 島瀬委員

※切符は各自でご用意ください。

(詫間から)

詫間発	10:41	快速サンポート南風ルー号(高松行)
多度津着(乗換)	10:51	
多度津発	10:59	特急南風8号(岡山行)
岡山着	11:40	

(高松から)

高松発	10:40	マリンライナー24号
岡山着	11:32	

この列車にお乗りください

岡山発	11:48	のぞみ17号
広島着	12:27	

当日の連絡先: 小林の携帯電話 090-8697-4529

帰り

	のぞみ36号	さくら556号	のぞみ38号	のぞみ40号
広島発	15:18	15:33	15:43	16:03
岡山着	15:57	16:13	16:19	16:39

高松方面

	マリンライナー 45号	マリンライナー 47号	マリンライナー 49号
岡山発	16:13	16:42	17:13
坂出着	16:51	17:22	17:51
高松着	17:06	17:37	18:06

観音寺方面(特急)

	しおかぜ 19号	しおかぜ 21号
岡山発	16:35	17:35
観音寺着	17:40	18:41

詫間方面

岡山発	16:13	マリンライナー45号
坂出着(乗換)	16:50	
坂出發	17:20	予讃線普通(観音寺行)
詫間着	17:51	

岡山発	16:42	マリンライナー47号
坂出着(乗換)	17:20	
坂出發	17:32	快速サンポート南風ルー号 (観音寺行)
詫間着	18:02	

トラフグ (日本海・東シナ海・瀬戸内海系群)



トラフグは主に日本沿岸、東シナ海、黄海に分布し、このうち本系群は日本海・東シナ海・瀬戸内海を中心に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。本海域では人工種苗放流が1977年以降実施されている。

図1 分布域



秋田県から鹿児島にかけての日本海・東シナ海沿岸、豊後水道および瀬戸内海、有明海などの内海、内湾域に生息し、中国・韓国などの東シナ海沿岸域にも分布する。

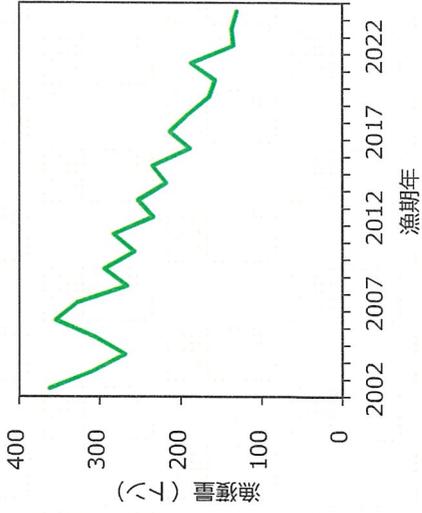


図2 漁獲量の推移
漁獲量は、2002年漁期の363トン以降、減少傾向を示しており、2024年漁期の漁獲量は、過去最低の131トンであった。

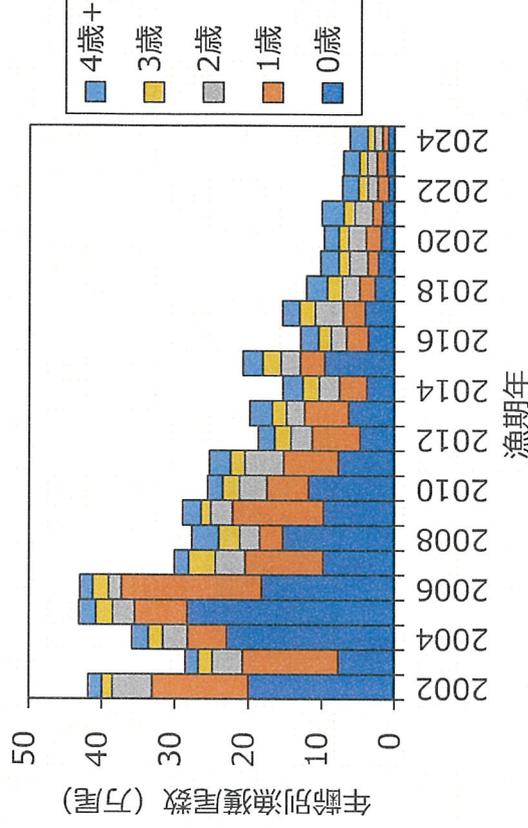


図3 年齢別漁獲尾数の推移

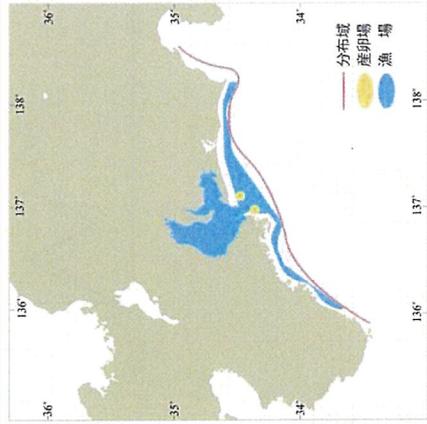
漁獲物の年齢構成は、近年になるに従い、若齢魚の割合が低下しており、2024年漁期においては、4歳魚以上の漁獲尾数が最も多かった。



トラフグ (伊勢・三河湾系群)

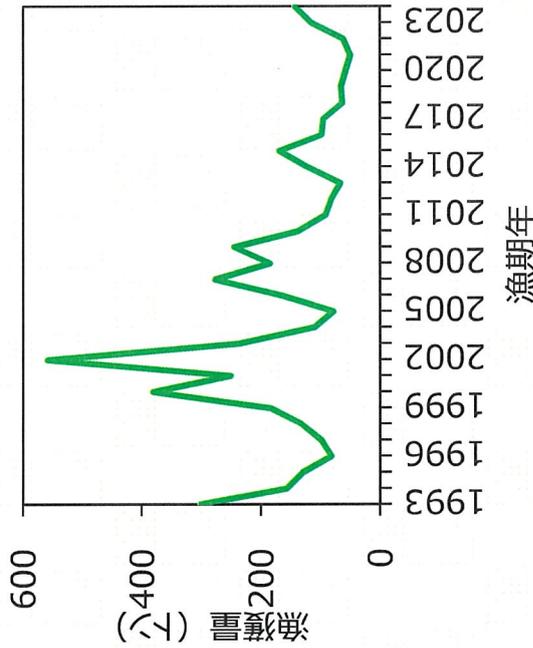
トラフグは主に日本沿岸、東シナ海、黄海に分布し、このうち本系群は伊勢・三河湾を中心に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。本海域では人工種苗放流が1980年代から実施されている。

図1 分布域



紀伊半島東岸から駿河湾沿岸を主な分布域としており、春に伊勢湾内で産まれた仔魚は伊勢湾内および三河湾内に輸送され、成長に伴い湾外へ分布を拡大する。

図2 漁獲量の推移



漁獲量は1993年漁期は302トンであったが、2002年漁期は560トンに増加した。その後、2021年漁期の50トンまで減少傾向であったが、2022年漁期以降、増加しており、2024年漁期は144トンであった。

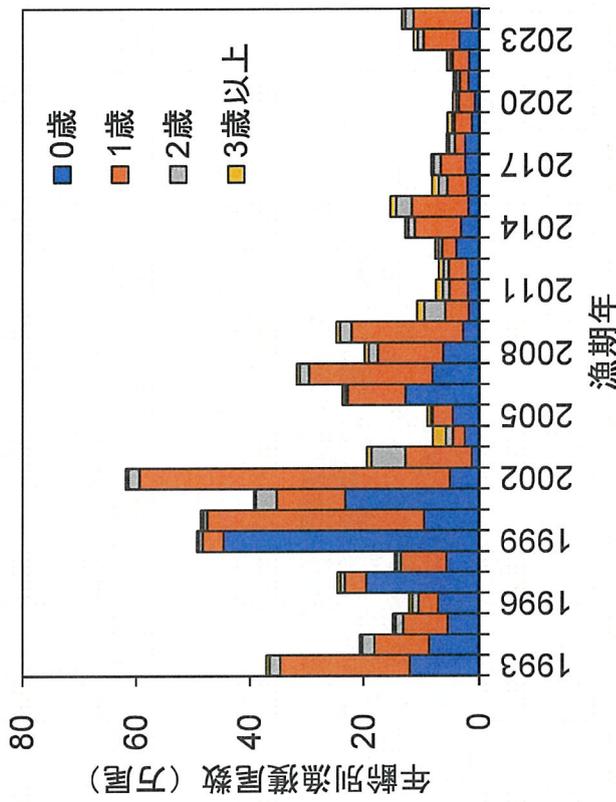


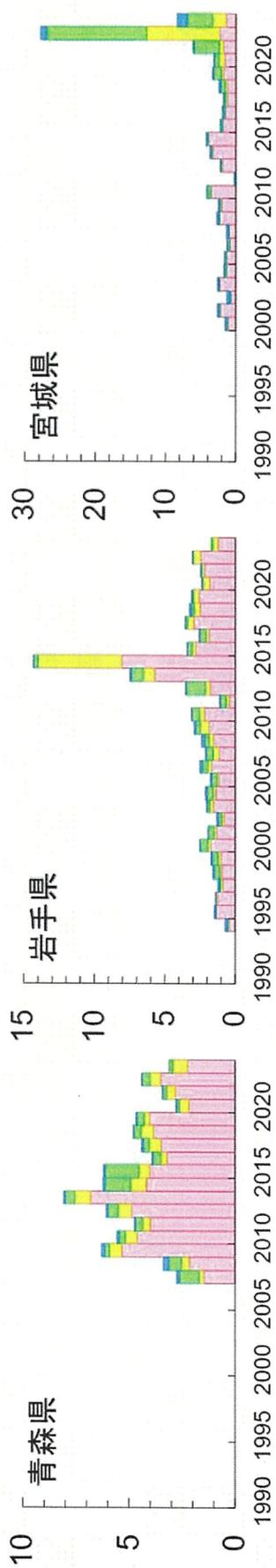
図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲尾数は、0歳魚および1歳魚が全体の7～9割を占める。2001年漁期以前では0歳魚が5割程度を占めていたが、資源回復計画が開始された2002年漁期以降は0歳魚の漁獲が減少し、1歳魚の漁獲が中心となった。2024年漁期は1歳魚が大幅に増加した。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

R6年度資源評価調査報告書の概要(漁獲量情報)

月別漁獲量として集計→期別に整理(4~6月、7~9月、10~12月、翌年1~3月)



漁期年(4月~翌年3月)

4~6月 10~12月
7~9月 1~3月

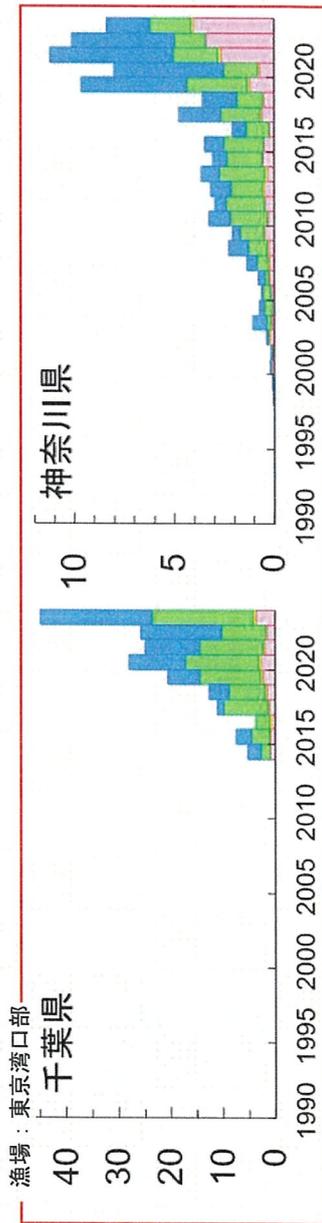
漁獲量と

県別に漁獲される時期が大きく異なる。

(産卵期漁獲と産卵期外漁獲)

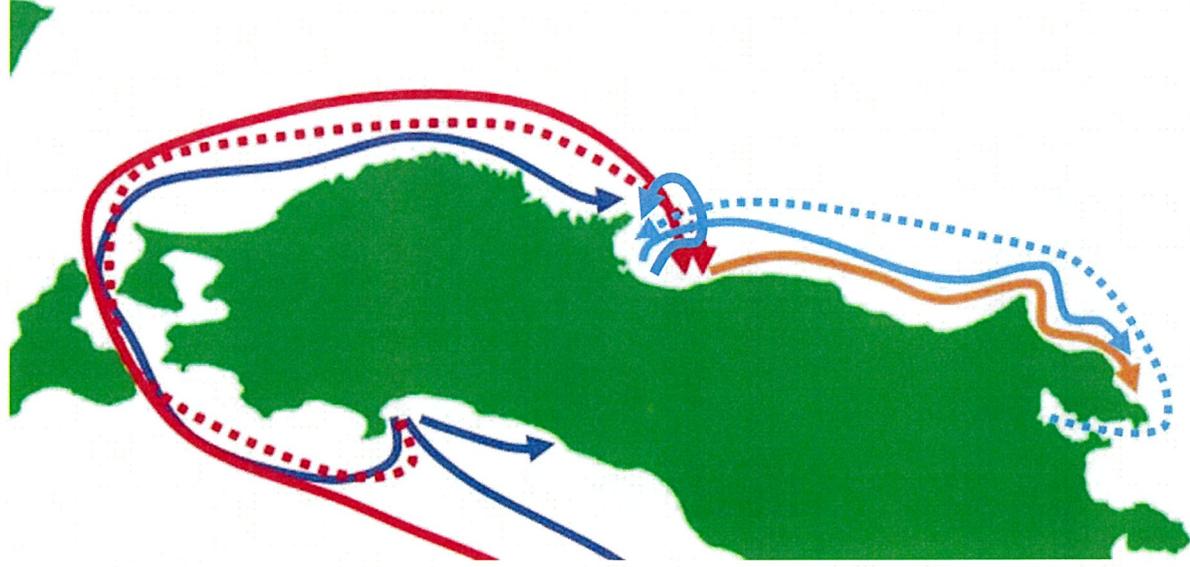
近年、漁獲量増加している県
→産卵期外の漁獲が増加。

※集計に遊漁船は含まず
(今後の課題)



漁期年(4月~翌年3月)

漁期年(4月~翌年3月)



これまで太平洋中北部海域(青森県～神奈川県)で得られている
 標識放流情報(赤字は11/11トラフグ資源管理検討会議後の情報)

秋田県の人工種苗(鰭カット+焼印):福島沖で再捕2例

+今年も1例

日東瀬系群由来の人工種苗:秋田県では西日本海域由来魚の再捕事例。
 太平洋中北部では、タグ標識のみ1例(福島県)

秋田県からの標識放流(伊藤 1996):三陸沿岸、能登半島周辺で再捕

仙台湾での標識放流(水研・宮城県):外房海域で1例再捕(2025年3月)

漁獲物に人工種苗由来個体(2025年10月)

→東京湾内放流個体では初めて確認(7歳相当)

その後:仙台湾で2例再捕→いずれも2024年10月放流

福島大・京都大・福島県による標識放流:外房海域で再捕事例

(NHK、読売新聞等での報道例)

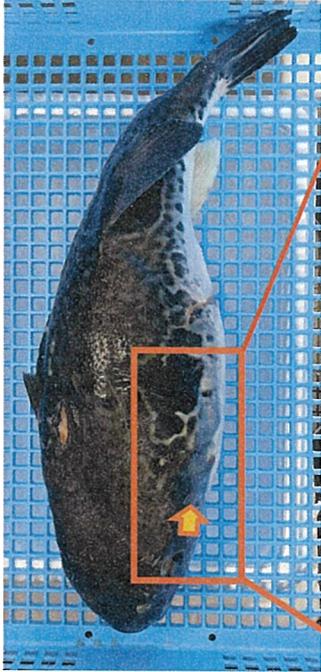
標識放流調査の問題点:漁業が存在しない海域・時期では再捕されない。

→(採れた数尾の情報のみで回遊履歴として強調されやすい)

関東⇄東北太平洋岸は何らかの繋がりがあるとは言えそうだが、
 その規模や他海域との関係、資源的関わり(サイズ・成長差)は、
 遺伝的解析や成長解析など、複合的な検討が必要。

種苗放流からの移動・回遊追跡のアプローチ

海域間の標識種の違いを利用した移動範囲の推定。

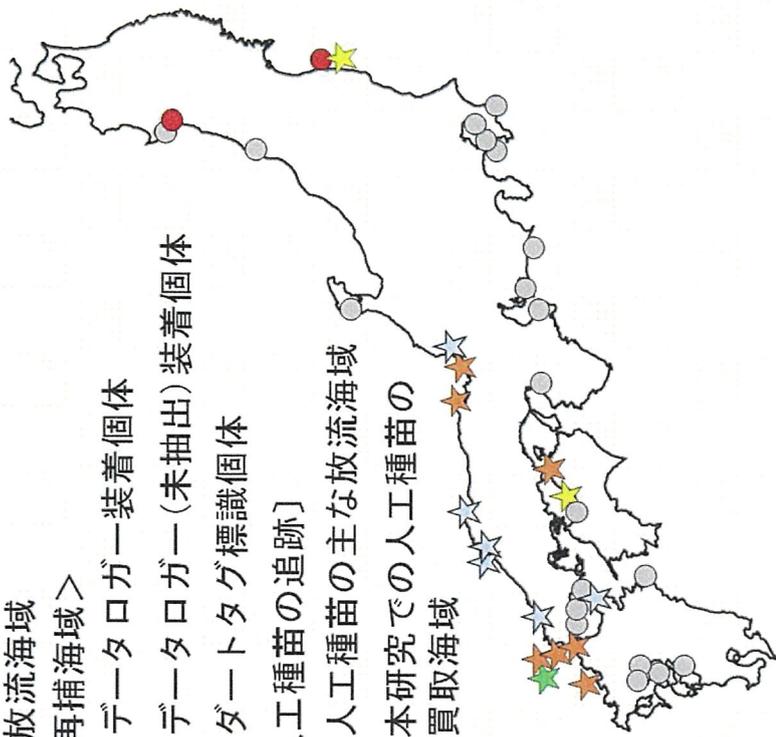


〔タグを用いた標識追跡〕

- ★放流海域
- ＜再捕海域＞
- ★データロガー装着個体
- ☆データロガー（未抽出）装着個体
- ★ダートタグ標識個体

〔人工種苗の追跡〕

- 人工種苗の主な放流海域
- 本研究での人工種苗の買取海域



R5年度・R6年度トラフグ資源管理検討会議で紹介

2トラフダ1kg未満個体の標識再放流の概要

R7.4.7 香川県水産試験場

1kg未満のサイズの漁獲実態把握のため、高松地区、庵治地区の込網漁業者が自主的に標識再放流に取り組んでいる。

▶再放流・再捕状況

放流年	再放流		全長(cm)			体重(g)			採捕		再捕率 (%)
	尾数	尾数	最小	最大	平均	最小	最大	平均	尾数		
2019	51	51	18	40	27	140	1,120	400	4	8	
2020	20+17(込網より)	20	20	33	26	200	900	500	1	3	
2021	11(込網より)	15	15	40	29	400	1,200	749	1	9	
2022	21(込網より)	20	20	48	27	100	860	490	1	5	
2023	29(込網より)	16	16	48	25	180	950	540	0	0	
2024	18(込網より)	12	12	33	26	100	850	520	2	11	

2018年放流 (4.30)
(全長27cm,0.7kg)
2019.2.5採捕
島根沖, 延縄
(全長45cm,1.4kg)

2022年放流 (5.5)
(全長26cm,0.4kg)
2023.1.12採捕
伊予灘, 延縄
(全長40cm,1.5kg)

2019年放流
2019.5.14採捕→再放流
久々井沖, 小底

2019年放流
2019.7.8採捕
伊保漁協前, 船曳網

2019年放流
2019.6.21採捕
赤穂市地先, 板曳網

2020年放流
2020.8.16採捕
赤穂市地先, 板曳網

2024年放流
2024.6.12採捕
大阪府泉南郡地先, 板曳網

2024年放流
2025.3.20採捕
徳島市地先, 小底

2021年放流
2021.4.28採捕
→再放流, 庵治, 込網

2019年放流
2019.5.6採捕
才カメ, 込網



図に4桁数字

(参考) 海域別・府県別トラフグ漁獲量
 ※水産研究教育機構資源評価資料より抜粋

日本海・東シナ海・瀬戸内海

年	秋田	山形	石川	福井	京都	鳥取	島根	山口	福岡	佐賀	長崎	熊本	有明海 0歳魚
2002	*0	-	6	8	7	4	2	56	59	10	14	3	10
2003	6	-	5	5	3	3	1	32	52	13	17	5	8
2004	4	-	7	0	3	3	1	43	50	7	8	4	28
2005	4	-	6	0	1	3	4	51	51	9	22	4	16
2006	5	-	8	4	1	2	4	40	58	12	16	5	21
2007	6	-	6	5	2	3	3	44	65	9	22	10	12
2008	7	-	5	9	4	3	4	38	27	3	17	9	11
2009	6	-	4	1	2	3	4	34	49	9	19	9	10
2010	6	-	4	4	2	3	5	33	64	14	17	7	5
2011	6	-	7	9	3	4	4	35	60	9	16	10	6
2012	6	-	8	5	2	3	3	39	61	6	17	7	4
2013	6	-	6	6	2	2	4	48	61	7	16	7	6
2014	7	-	9	9	2	1	3	24	73	3	15	5	3
2015	6	-	4	5	2	1	4	42	78	5	16	7	9
2016	5	-	6	6	2	2	3	34	58	2	12	7	2
2017	5	-	5	5	3	1	4	49	62	4	16	8	3
2018	5	-	5	6	2	1	5	52	43	3	19	8	2
2019	7	-	5	6	2	2	3	32	47	2	14	8	1
2020	3	2	2	5	1	1	3	35	46	1	9	9	1
2021	4	1	4	5	2	1	3	56	62	2	8	6	2
2022	4	2	3	4	2	1	3	27	39	2	9	7	1
2023	2	1	4	3	2	2	4	42	33	1	6	6	1
2024	5	1	3	2	2	1	3	39	34	1	5	5	1

日本海・東シナ海・瀬戸内海(つづき)

(1)

年	鹿児島	宮崎	大分	愛媛	山口 瀬戸内海	広島	岡山	兵庫 瀬戸内海	香川	徳島	和歌山	計
2002	2	8	51	20	39	10	16	2	15	15	4	363
2003	1	7	44	22	39	10	9	10	11	5	1	310
2004	1	2	26	21	22	12	3	6	16	1	0	270
2005	1	4	25	19	33	11	12	7	20	3	0	307
2006	2	12	45	24	49	9	10	10	17	2	1	355
2007	1	8	33	22	33	4	7	15	13	3	1	329
2008	1	2	18	20	17	8	10	8	45	1	1	267
2009	1	9	37	29	26	5	6	12	18	3	1	295
2010	1	3	24	25	19	6	6	4	7	1	0	258
2011	1	4	25	22	20	6	9	9	17	1	1	284
2012	1	2	17	21	18	3	2	2	7	0	0	235
2013	1	3	20	12	16	4	6	4	17	0	0	254
2014	1	3	14	14	14	2	2	2	11	0	0	219
2015	1	2	15	14	12	2	2	2	8	0	0	236
2016	1	1	9	12	12	2	2	2	9	0	0	190
2017	1	1	11	13	11	2	3	2	7	0	0	215
2018	0	1	10	13	8	1	2	2	5	0	0	192
2019	0	1	9	13	7	1	2	2	3	0	0	166
2020	1	1	11	11	7	2	1	3	3	0	0	159
2021	0	1	8	11	4	1	1	2	4	0	0	189
2022	0	1	7	10	4	0	2	3	3	0	0	135
2023	0	1	7	11	4	0	2	2	2	0	0	138
2024	1	1	5	10	5	0	1	2	4	0	0	131

太平洋北部

漁期年	青森	岩手	宮城	福島	茨城県	千葉県	神奈川県	合計
1990					1			1
1991					3			3
1992					2			2
1993					1			1
1994		1			0			1
1995		1			0			1
1996		1			0			1
1997		1			0			1
1998		2			0		0	2
1999		2			0		0	2
2000		3		2	0		0	5
2001		2		3	0		0	5
2002		1		1	1		0	3
2003		2		3	0		1	6
2004		2		2	0		1	5
2005		2		2	0		1	5
2006		3		1	0		1	5
2007	3	2		1	0		1	7
2008	3	2		3	0		2	10
2009	6	3		2	1		2	14
2010	6	3		4	1		3	17
2011	5	1		0	0		3	9
2012	6	4		2	1		3	16
2013	8	8		4	1		4	25
2014	6	14		4	0		3	32
2015	6	3		2	1	5	3	22
2016	4	3		2	0	4	2	15
2017	4	4		2	0	11	5	28
2018	5	3		2	0	13	4	29
2019	5	3		3	3	21	10	48
2020	3	2		3	6	28	8	53
2021	3	2		6	28	25	11	76
2022	4	3		28	41	26	10	115
2023	3	2		8	25	45	8	96

伊勢・三河湾

漁期年	静岡県	愛知県	三重県	合計
1993	67	145	90	302
1994	38	91	29	157
1995	28	67	35	130
1996	8	51	22	81
1997	10	65	23	98
1998	35	56	41	133
1999	19	134	31	184
2000	100	192	90	382
2001	61	139	51	251
2002	111	275	174	560
2003	55	111	71	238
2004	21	59	31	111
2005	15	39	25	78
2006	39	86	41	166
2007	68	137	73	278
2008	48	92	46	185
2009	60	112	73	245
2010	36	67	36	139
2011	16	49	27	91
2012	13	43	25	82
2013	11	38	19	67
2014	15	63	46	123
2015	25	88	58	170
2016	18	49	32	99
2017	15	58	23	95
2018	10	38	15	63
2019	7	41	18	66
2020	8	33	18	58
2021	4	32	14	50
2022	7	40	16	62
2023	9	72	35	116
2024	12	84	48	144